

消防試験研究センターだより vol.354

Voice...5

2016



top

産業安全の確保・向上に向けた安全文化の醸成について

こだま

秋田県立横手高等学校「乙種4類取得を目指すことの意義」

支部の広場

大阪府支部からお届け

大阪マラソン

市民が気軽に参加できるマラソン大会として、2011年から開催されています。フルマラソンのほか半マラソンも実施され、都心の名所をめぐるコースに毎年約3万人が参加する秋の風物詩となっています。
(写真提供:大阪マラソン組織委員会)

仁徳天皇陵古墳

堺市にある世界最大級の前方後援円墳です。この古墳をはじめ、堺市及び周辺地域に多数の古墳が広がる百舌鳥・古市古墳群は、日本の古代文化を物語る貴重な遺産であることから、ユネスコ世界文化遺産登録の実現をめざしています。
(写真提供:堺市)



天神祭

毎年7月大阪天満宮で行われるお祭り。クライマックスの船渡御では、明かりで飾られた多くの船が大川に浮かび、兩岸からは花火が打ち上げられ、夏の夜空を彩ります。水の都大阪を象徴する水と光の祭りです。
(写真提供:(公財)大阪観光局)

真田幸村像(三光神社)

JR大阪環状線玉造駅から徒歩約10分。神社の一角に真田幸村の銅像のほか、地下トンネルで大阪城につながっていたとされる「幸村の抜け穴」があります。NHK大河ドラマ「真田丸」で注目スポットとなっています。
(写真提供:(公財)大阪観光局)

Contents

001

top

産業安全の確保・向上に向けた
安全文化の醸成について

東京大学名誉教授
田村 昌三

003

こだま

秋田県立横手高等学校
乙種4類取得を目指すことの意義

005

業務情報

009

支部の広場

大阪府支部からお届け

011

topic

年中行事と旧暦の話(その3)

山下 茂

明治大学 公共政策大学院ガバナンス研究科 教授
元自治省(現・総務省)消防大学校長

合格体験記

015

消防庁の通知・通達等

018

業務報告

2・3月の試験実施結果・免状作成状況

表紙によせて

大阪城公園／表紙上段

大阪城天守閣を中心に広がる歴史公園です。第二次世界大戦末期には、陸軍の大阪砲兵工廠などが置かれていたことから、米軍による再々の空襲を受け壊滅的な打撃を受けました。現在、大阪城ホールや多目的グラウンド、さらには四季折々の自然に恵まれ、府民はもとより内外から多くの観光客が訪れています。(写真提供:(公財)大阪観光局)

豊臣期大坂図屏風／表紙下段

豊臣秀吉時代の大阪城とその城下の様子が描かれている屏風図で、ユネスコ世界遺産であるオーストリア・グラーツのエッゲンベルク城で所蔵されています。この図屏風が取り持つ縁で、大阪城とエッゲンベルク城は友好城郭提携が結ばれています。(写真提供:関西大学なにわ大阪研究センター)

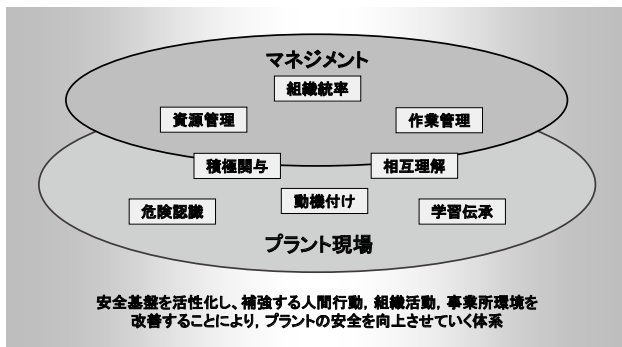
5 Voice...

消防試験研究センターだより

2016 May vol.354



■図3 安全文化の概念(評価8項目)



かくて、事業所等の安全のレベルを表す保安力は安全基盤と安全文化から構成され、保安力の評価は安全基盤および安全文化の評価項目についてどの程度のレベルにあるかを自己評価あるいは第三者評価により行うことができる。

その結果、事業所等の安全文化の各項目についての安全レベルが安全基盤の場合同様に明らかになるため、どの項目が強く、どの項目が弱いかを認識することができ、安全文化のレベルの向上に向け改善の方向性を知ることが可能となる。

3 産業安全の確保・向上のための各階層の役割

産業安全の確保・向上に向けた安全文化の醸成において重要な役割を担うと考えられる経営層の安全への強い思いと現場の主体的な安全活動とそれへの経営層による支援について述べる。

1) 経営層の安全への強い思い

産業安全の確保・向上に向けもっとも重要な役割をもつのが経営トップをはじめとする経営層である。安全問題の発生は人的・物的損失をはじめ、製品の供給責任問題、周辺住民への影響、ステークホルダーへの影響、社会的信用の低下、企業存続への影響等を考えると安全がいかに重要であるかがわかる。その意味においても企業の最高責任者である経営トップや経営層は、安全は産業の基盤であることの認識のもと、安全理念・方針に関する明確なメッセージを発信し、安全の確保・向上に向けての強いリーダーシップを発揮することが求められる。

石化協において、2014年には経営トップの安全懇談会が開催され、2015年には経営トップの安全メッセージビデオが作成され、公表された。これは経営トップがいまの産業安全問題をどうとらえ、安全確保のためどう取り組むべきかについて意見交換するとともに、安全の重要性を社内外に発信したもので、コーディネータを担当し、経営トップがいかに安全に意欲的

に取り組もうとしているかが実感された。

経営トップをはじめ経営層が安全に対する強い思いを発信したり、プラント現場に出向いて現場と安全について語り合うことが最近活発に行われるようになったことは大いに意味のあることである。

2) 現場の主体的な安全活動と経営層による支援

プラント現場は、経営層の安全理念・方針を理解し、主体的に安全に取り組むモチベーションをもつことが重要である。また、その主体的安全活動を推進する上でベースになるのが危険認識であり、学習伝承等により得られた知識、技術・技能である。

一方、現場が主体的な安全活動を展開するためには、その環境づくりとして、経営層が人、設備、資金等の資源管理や作業管理を適切に行うことが求められる。

また、経営層のプラント現場との意見交換や優れた安全活動の表彰制度等は、経営層が現場の懸命な安全活動の姿を見ていること、そして、よい安全活動等を評価をしていることを現場が実感でき、現場の自主的な安全活動を行う上でのモチベーションを大いに高めることになる。

4 産業安全の確保・向上に向けて

欧米においては、産業安全はトップダウンでやらざるを得ないが、わが国ではトップダウンのみならずボトムアップにより支えられている点に強みがある。近年、現場力はいくぶん低下してきたとはいえ、まだ高い安全レベルにある。わが国が安全において世界を先導するためにもトップダウンとボトムアップの調和によりわが国の安全を確保・向上させたいものである。そのためにも、これらを推進していく上での基本となる人材育成のあり方について検討するとともに、わが国独自のトップダウンとボトムアップによる安全活動の効果的な調和のあり方について検討する必要がある。

5 まとめ

産業安全の確保・向上において重要な役割をもつ安全文化について、保安力の観点から説明し、わが国の産業安全の確保・向上に向けた安全文化の醸成における経営トップをはじめとする経営層と現場の役割について私見を述べるとともに、安全文化の醸成に伴うわが国独自のトップダウンとボトムアップによる安全活動の効果的な調和のあり方について検討する必要性について提案した。



乙種4類取得を目指すことの意義

和田 彰
秋田県立横手高等学校
定時制課程普通科 教諭

1. はじめに

本校は秋田県の県南に位置し、山河に囲まれ自然が豊かで冬はかまくらで有名な横手市にあります。平成18年に秋田県立横手工業高等学校定時制課程から移管し、平成27年度で10年目の節目を迎えました。昼間部（Ⅰ部）と夜間部（Ⅱ部）の2部制の単位制普通科の高校です。私が赴任した5年前は生徒数が180名程度でしたが、現在は100名程度に減少しています。

部活動が盛んで普段は午前中に練習を行っています。全国大会に出場し入賞する部活動もあります。学校祭、クラスマッチ、百人一首大会、かまくら作り体験等の学校行事も充実しています。近年では全国生活体験発表大会に出場し上位入賞する生徒が続いたりもしました。

高校入学後にアルバイトを始める生徒や除雪ボランティア活動等の地域貢献活動に積極的に参加する生徒もたくさんいます。小中学校時代は不登校であった生徒や他校からの転編入生も少なくありません。生活環境や学習能力もさまざまですがそれぞれに目標を定め努力している生徒の多い学校です。

さて、生徒の進路は、就職と進学が半々くらいで推移しています。生徒は進路実現のために商業系を中心とした資格や漢検、英検等の資格取得に向けて意欲的に取り組んでいます。資格の種類や取得級によっては増単となる科目もあり、そのことを励みとして努力している生徒もいます。詳細は表をご覧ください。

2. 危険物取扱者試験に向けて

製造業を中心とした工業系の進路希望を持つ生徒もいます。彼らが意欲的に取り組める資格の必要性を感じ、まず、危険物取扱者試験乙種4類の指導を行うことを考えました。私が指導を始めて4年になります。乙4取得者であった学

校技師さんから参考書を紹介して頂いたり、指導経験のある先生から指導法を教えて頂いたり、秋田県危険物安全協会連合会主催の講習会に参加して講師の方の指導法を学ばせていただいたりしました。

その講習会の中で講師の先生が危険物の乙4を取得することの意義について次のような趣旨の話をされました。『乙4の資格はガソリンスタンドで働くときに役に立つということ以外に災害時において重要な役割を持つ。東日本大震災のときにも乙4の資格を持っていることがどれほど役に立ったか』。

その話を授業の際に生徒に話しました。その思いを感じてか受験希望者が絶えることなく続いていることを嬉しく思っています。

1回の受験で合格する生徒もいれば4回目の受験で合格する生徒もいます。学校事務室に勤務されている3名の方も挑戦して合格されるということもありました。今年度は、乙4を取得後に全類取得者表彰を受けることを目指して全類取得に挑戦する生徒が現れ、3名の合格者を出すことができました。現在全類取得を目指して勉強を続けている生徒もいます。

私の指導は、試験2ヶ月前から補習を始めます。毎日1時間、赤本と例題集を隔々まで一通り解説し、試験前日に例題集をもう一度すべて解くという単調なものですが毎回合格者を出すことができるようになりました。

最後になりますが、生徒が自分の将来を真剣に考えそのために必要なこととして危険物取扱者試験への挑戦を選んできたことに感謝しています。

3. 全類取得生徒の感想文（3年次生、女子）

私が乙4類を受けようと思ったのは、母が仕事の関係で既に4類を取得していたからだ。母ができることなら私に



もできるかもしれないという思いが強かった。だが、現実とは違って、自分が想像している以上に難しいものだった。中には聞いたことのない専門用語がたくさんあった。しかし、補習をしていくうちにわからないことが減った。合格したときは涙が出るほど嬉しかった。その達成感をまた味わいたいと思い、全類取得することを決めた。その道のりは長く、全類取得できたのは4類を取得してからちょうど一年後だった。はじめはどれくらい難しいものかわか

らず、とりあえず一つ受けることにした。その後は二つ同時に受けることができた。二つ同時に受けて大変だったのは、類ごとの内容が混ざってしまうことだった。その問題は例題集を繰り返し解くことで解決した。

危険物を全類取得したことでいろいろな力が身についた。何か目標を持つことの大切さを学んだ。私にとってこの努力した時間はきっと宝物になるだろう。

資格種類	水準	増単数	取得年度			
			H24	H25	H26	H27
日本漢字能力検定	2級	2	5	2		
	準2級	1	3	5	6	5
実用英語技能検定	2級	2				
	準2級	1				
全商簿記実務検定	1級(総合)	2				
	2級	1	1	1	2	2
全商情報処理検定	1級	2				
	2級	1	8		4	4
全商ビジネス文書実務検定	1級	2	3	2		3
	2級	1	4	4	9	4
全商珠算・電卓実務検定	1級	2				1
	2級	1	4	4	3	4
全商商業経済検定	1級	2				
	2級	1		1		1
危険物取扱者試験	乙種1種類	1	2	4	17	21
	乙種全類	2				3

乙種1種類は延べ人数。その内全類取得に到達した生徒が3名です。

平成28年度事業計画

1 試験事業

(1) 危険物取扱者試験を全都道府県で実施する。

試験実施予定回数

	甲種	乙種	丙種	合計
当年度	300回	2,750回	400回	3,450回
前年度比	10回	130回	10回	150回

(参考) 受験申請者の見込み

	甲種	乙種	丙種	合計
当年度	26,000人	373,000人	36,500人	435,500人
前年度比	△1000人	△9,500人	△2,000人	△12,500人

(2) 消防設備士試験を全都道府県で実施する。

試験実施予定回数

	甲種	乙種	合計
当年度	695回	830回	1,525回
前年度比	25回	30回	55回

(参考) 受験申請者の見込み

	甲種	乙種	合計
当年度	56,000人	56,000人	112,000人
前年度比	1,500人	1,000人	2,500人

(3) 危険物取扱者及び消防設備士試験のインターネットによる電子申請の普及促進を図る。

(参考) 電子申請者数は、受験申請者数の24.8% (平成27年4月～平成28年1月の実績)。

(4) 予防技術検定を全都道府県で実施する。(年1回・同一日)

(参考) 受検申請者は、8,500人(前年度比600人増)の見込み

(5) 支部試験実施状況調査を10支部程度実施する。

2 免状事業

- (1) 都道府県知事の委託を受け、次の業務を実施する。
- ア 新規、書換え（写真書換えを含む。）及び再交付免状の作成
 - イ 写真書換え未了者へのお知らせ

- (2) 都道府県の要請を受けて、免状データベースに講習履歴情報を収録する。

（参考）免状作成等の事務処理件数の見込み

（単位：件）

	区分	新規交付	書換え		再交付	合計
			写真	写真以外		
当年度	危険物取扱者	161,200	98,400	1,900	12,100	273,600
	消防設備士	30,000	11,300	200	1,100	42,600
	合計	191,200	109,700	2,100	13,200	316,200
前年度比	危険物取扱者	△4,500	△6,900	200	600	△10,600
	消防設備士	600	△900	0	100	△200
	合計	△3,900	△7,800	200	700	△10,800

※書換え（「写真」以外）については、新規交付、再交付又は写真書換えとの同時申請分を除いた件数

3 企画研究事業

- (1) 当センター事業の安定的な推進に資するため、調査研究事業を次のとおり実施する。
- ア 受験申請者の確保対策について、「危険物取扱有資格者の将来における需要動向等に関する検討委員会」の検討結果を踏まえ、具体的なケーススタディを検討し、実施する。
 - イ 試験問題の作成等の参考に資するため、危険物施設等の従事者の防火・防災に係る安全管理及び危機管理、危険物製造所等の構造、機能等についての知識・技能の向上のための調査研究を行う。
 - ウ 上記ア、イの研究成果については、当センターのホームページ及び広報誌（Voice.）に掲載するなどして広く提供する。
- (2) 業務情報システムの円滑な稼働、運用を行うとともに、利用者の更なる利便性の向上や業務の一層の効率化に資するため、将来における業務情報システムのあり方等についての検討を継続して行う。
- (3) 個人情報取扱事業者として、個人情報の厳格な取扱い、管理・監督の更なる徹底を図る。
また、個人番号等の特定個人情報の適切な取扱いに努め、安全管理措置等の安全対策を確実に実施する。
- (4) 広報事業を、次のとおり実施する。
- ア 危険物取扱者及び消防設備士等の試験情報や受験申請手続並びに有資格者に対する写真書換え制度について周知するため、ポスター、パンフレット等を作成し、都道府県及び消防機関等に配布するとともに、消防関係専門誌の誌面を活用するなど広報活動に努める。
（広報資料の作成）
 - （ア）資格取得広報ポスター（20,000枚）及びパンフレット（120,000部）
 - （イ）資格取得広報リーフレット（危険物取扱者58,000枚、消防設備士各49,000枚）
 - （ウ）試験実施日程パンフレット（67,000部）
 - （エ）電子申請利用促進広報リーフレット（87,000枚）
 - （オ）写真書換え促進広報ポスター（15,000枚）及びリーフレット（110,000枚）

イ 広報誌「消防試験研究センターだよりVoice.」を発行する。

危険物施設等に係る災害事故等の防災対策の研究成果や現状並びに防火防災に関する取組等について学識経験者や研究者による解説、受験合格者による体験談等を掲載し、誌面の充実に努める。

また、都道府県等関係先に配布するとともに、当センターのホームページにも掲載する。

ウ センター紹介ビデオの作成

当センターの紹介ビデオを新たに作成し、各種展示会及び学校関係者の会議等で活用を図り、広報・啓発活動を推進する。

(5) 「平成27年度版危険物取扱者、消防設備士試験・免状統計表」を350部作成し、消防庁及び都道府県等に配布する。

4 その他事業

(1) 業務監査を15支部程度実施する。

(2) 試験業務及び免状業務の円滑な執行を図るため、全国支部長会議、ブロック幹事支部長会議を東京で開催するとともに、各都道府県消防主管課の出席を得て全国6ヶ所でブロック支部長会議を開催し、業務説明及び意見交換を行う。

(3) 消防防災推進事業助成を76事業に対して行う。

(4) 新任支部長・副支部長研修、職員を対象とする研修等を実施する。

平成28年度収支予算書

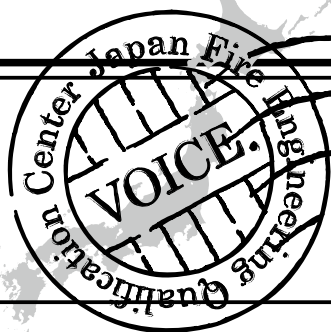
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
① 基本財産運用収入	6,200	6,200	0	
② 特定資産運用収入	100	50	50	
③ 試験手数料収入	2,009,600	2,001,400	8,200	
④ 免状受託料収入	529,100	536,730	△ 7,630	
⑤ 雑収入	1,400	1,400	0	
事業活動収入計	2,546,400	2,545,780	620	
2 事業活動支出				
① 試験事業費支出	2,272,300	2,279,000	△ 6,700	
② 免状事業費支出	479,800	501,600	△ 21,800	
③ 管理費支出	111,500	96,900	14,600	
事業活動支出計	2,863,600	2,877,500	△ 13,900	
事業活動収支差額	△ 317,200	△ 331,720	14,520	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
① 特定資産取崩収入	29,300	24,500	4,800	
投資活動収入計	29,300	24,500	4,800	
2 投資活動支出				
① 特定資産取得支出	47,200	35,000	12,200	
② 固定資産取得支出	13,000	25,000	△ 12,000	
③ 敷金・保証金支出	3,100	0	3,100	
投資活動支出計	63,300	60,000	3,300	
投資活動収支差額	△ 34,000	△ 35,500	1,500	
III 財務活動収支の部				
1 財務活動支出				
① リース債務返済支出	2,000	1,960	40	
財務活動支出計	2,000	1,960	40	
財務活動収支差額	△ 2,000	△ 1,960	△ 40	
IV 予備費支出	30,000	30,000	0	
当期収支差額	△ 383,200	△ 399,180	15,980	
前期繰越収支差額	500,000	450,000	50,000	
次期繰越収支差額	116,800	50,820	65,980	

業務
情報

information



支部の広場

大阪府支部からお届け

はじめに～今のOSAKAって どんどこ？

「大阪の宿 空室がない!」これは、日本への外国人旅行者が急増している中、ホテルや旅館の宿泊稼働率で大阪府が2年連続全国最高となったことを報じた新聞記事の見出しです(2016年3月1日付朝日新聞朝刊)。他方で、首都圏へのさらなる一極集中に伴い、戦後初めて府内の人口が減少するなど、他府県同様、少子化による地域経済や雇用、福祉などへの影響が懸念されています。とはいえ、NHK朝の連続テレビ小説「あさが来た」の舞台ともなった大阪。先の大戦末期の空襲による廃墟と化した街から蘇り、戦後70年を経た今、“副首都”という新たな都市像を模索する歩みが始まっています。まさしく、これまで以上に内外から注目される都市、目の離せない都市、それが今のOSAKAです。

そんな大阪都心の官庁オフィス街の一角に大阪支部の事務所があります。近くに国の合同庁舎や大阪府庁、また歩いて数分のところには大阪城公園が広がり、四季折々の緑豊かな美しい自然を愛でながらの散策を楽しむことができます。以前入居していた民間ビルは耐震化が不十分であったことから、一昨年(平成26年)、現在の新しい民間ビルに移転し、快適かつ安全なオフィス環境のもとで業務にあたっています。

職員の体制は、支部長、副支部長、そしてベテラン職員4名の6名です。受験申請受付や試験合格者への新規免状交付などの繁忙時には、若干名の非常勤職員の協力をいただき、円滑かつ効率的な試験業務等が実施できるよう努めています。常に危機管理の観点から緊張感をもちながらも、昼の休憩時間でも応接・電話対応ができるよう執務時間を調整するなど、きめ細やかな利用者対応に心がけています。

試験業務の概要

危険物取扱者の一般試験は、府内の大学(国立大阪大学及び東部地域の私立大学)を会場に一試験会場方式により、年5回実施しています(概ね2月、4月、6月、10月、12月頃)。全国では受験申請者数が、この10年間で2割近く減少しているにもかかわらず、大阪府では、概ね2万人強で推移しています。その要因としては、平成19年度から実施回数を、それまでの年4回から5回に増やしたこと、また、大阪の地域特性として、従来から高校生の受験者割合が低く、他府県ほ

ど生徒の減少が受験者数の減少に影響しないこと、さらには試験会場として府北部の国立大阪大学(豊中市キャンパス)を多用するようになったことから、近隣の兵庫県からの受験者が増加したことなどが考えられます。

消防設備士の一般試験は、平成20年度から、それまで年1回の募集であったのを年2回(概ね3月、7月頃)とし、危険物取扱者と同様、それぞれ一試験会場で実施しています。受験申請者は、この間概ね8000人強で推移しており、そのため、1回の受験者数が全国最大の4000人規模となり、試験本部事務にあたる職員はもとより、協力いただく監督員にも大きな負担をかけることとなりますが、試験種類と試験時間等の割り振りに工夫を凝らすなどして、これまで事故なく実施しています。

危険物取扱者、消防設備士いずれも、他府県からの受験者が約2～3割を占め、その範囲は、近畿の近隣府県はもとより全国に及んでいます。

学校や職場等で実施する特定試験については、府内の工業高校や専門学校、企業などと連携し、平成27年度、危険物取扱者19箇所(受験申請者1439人)、消防設備士については、昨年度まで実施していた事業協同組合の特定試験(約200人程度)がなくなり、2箇所(受験申請者9名)で少人数のものとなりました。特定試験のPRにあたっては、一般試験の会場が、大阪の北部地域にシフトしていることも考慮し、対象となる府内の学校や企業等に広く呼びかけることにより、受験者にとって利便性の高い受験機会の確保に努めています。

電子申請については、平成27年度、危険物取扱者で39.7%、消防設備士で25.5%となっています。危険物取扱者では26年度の全国平均22.5%を大きく上回っていますが、消防設備士では26年度の全国平均28.5%をわずかに下回っています。今後とも受験者の利便性を図るとともに業務効率化を進める観点から、電子申請率の向上に努めていくこととしています。

■表1 受験申請者数の推移

年度	(単位:人)					
	平成17年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
危険物取扱者	20,634	23,006	22,474	21,371	21,140	20,550
消防設備士	4,173	8,381	8,061	8,019	8,009	7,087

○ 試験監督員の概要

試験業務を公平・公正かつ円滑に実施するためには、試験監督員の方々にその役割や業務内容を十分に理解していただくことが何よりも重要です。現在、類似の試験監督業務の経験者や大阪府庁など自治体職員OBなどを中心に約160余名の方々が登録されています。各回の受験者が約4000人にも及ぶことから、その登録者の中から各試験ごとに100名近くの方々にご協力いただき、経験を重ねた主任監督員と補助していただく監督員との複数体制で担当していただいています（一部、試験本部事務の補助や会場整理・誘導などにもあたっていただいています）。毎回事前に、担当していただく監督員を対象に説明会を開催し、試験監督業務にあたっての留意点などについて注意喚起するとともに、新しく監督員になられた方むけに本部作成の監督員用DVDを活用して研修効果を高め、適正かつ確実な試験監督に努めています。



試験会場風景(消防設備士試験 2016.3.6 国立大阪大学)

○ 免状業務の概要

危険物取扱者及び消防設備士の免状業務の状況は次のとおりです。新規作成については、危険物取扱者で約8000人前後、消防設備士で約2000～2500人で推移しています。

10年ごとの免状更新ルールの周知については、危険物取扱者、消防設備士いずれも書換え率が約3割となっています。今後とも、関連団体等の協力を得ながら、本部作成のポスターやチラシを効果的に掲示・活用し、免状の適正な管理・更新に努めていくこととしています。

なお、大阪府では、現在、より円滑・適正な会計処理をすすめるために、証紙による手数料徴収方法の見直しを検討されており、それに伴い免状業務への影響が生じることが予

想されます。大阪府支部としては、申請者の利便性や事務局の業務効率などに意を用いつつ、具体的にどのように対応するか、大阪府の所管部局等と緊密に連携し検討をすすめていくこととしています。

■表2 危険物取扱者・消防設備士免状交付業務の推移 (単位:件)

年度	新規作成	書換え		再交付	合計	
		写真	本籍等			
危険物取扱者	平成27	7,544	4309	106	535	12,494
	26	7,729	4812	142	554	13,237
	25	8,494	4954	152	613	14,213
	24	9,621	5626	229	593	16,069
	23	9,670	6758	266	687	17,381
	17	8,819	4,040	214	625	13,698
消防設備士	平成27	2,259	769	31	95	3,154
	26	2,484	736	29	82	3,331
	25	1,997	812	17	104	2,930
	24	1,974	772	34	114	2,894
	23	981	765	48	101	1,895
	17	1,279	728	67	130	2,204

○ おわりに～新たな防火・防災力を発信する大阪

近い将来、南海トラフ巨大地震の発生が想定されている大阪府では、東日本大震災などの甚大な自然災害を教訓に、「人の命を守る」ことを最優先課題として位置づけ、被害を最小化する「減災」の観点から、府民の安心・安全のためのさまざまな取組みが進められています。

この6月10～11日には、「国際消防防災展」(主催:IFCAA 2016 OSAKA実行委員会、アジア消防長協会)が、大阪で開催されます。最新の消防・救助・救急資機材や消防防災システム、防火用品などが紹介されることになっています。新たな防火・防災力を発信する大阪に、この機会にご来阪いただければ幸いです。

〈誇れる資格が人と社会を守ります〉 職員自らこの言葉を胸に刻みつつ、今後とも、職員一丸となって、「誠実かつ厳正に!」をモットーに業務にまい進してまいりますので、本部・各支部ならびに関係機関の皆様の温かいご指導・ご支援をお願いします。

年中行事と旧暦の話（その3）

○震災、お見舞い申し上げます

この原稿を書いているときに、熊本県や大分県で何回も地震が起きている。被災者の方々に心からお見舞い申し上げます。地震の規模と回数の多さのため、各種対策の実施にも大きな困難があり、被災者の皆さんも、無事な人たちも、防災活動を担う皆さんも、他地域から支援する方々も、次第に疲れがたまって、心身ともに消耗することが心配ですが、なんとか乗り切ってほしいと祈るばかりです。

○年度始めの大災害

役所では、まだ年度始めだから、いろいろな職場が新布陣で、いきなりの災害対策実施となっただろう。民間の新規採用の人たちも含めて、新しい持ち場についたばかりの職員の皆さんが各人の任務を果たしていればよいのだが。今回の経験を1人1人が日々振り返り、元気と知恵を出し合って、ますます住民に信頼される防災体制を整えてほしいと願っている。

○旧暦での日常生活

そんな状況の中で、相変わらずの話をするのは恐縮だが、平常の暮らしを続けることが出来ている我々は、毎日が平穏であることに感謝しつつ、それが持続するように心掛けたい。被災された方々の身を案じ、思い遣るにも、自分の心身が落ち着いていることが必要だから。

筆者が旧暦尊重での暮らしぶりをお奨めしてきたのは懐古趣味からではない。その方が、我が国の民間暦や地域暦にも沿い、自然の移り行きにも順応していて、「生活の質」(QoL)を維持、さらには高めうるからだ。「旧暦」にもいろいろあるが、筆者が尊重するのは、十干十二支や仏滅その他を含むような暦法ではなく、お月様やお日様を基軸としつつ、空の上や土の中に至るまで、自然の循環法則をつぶさに観測して先達が考案した合理的な暦法である。

以下、この時期、つまりグ暦での5～6月に関係の深い年中行事や過去の出来事その他を、旧暦ベース＝弥生の終わり頃～皐月の終わり頃＝で順次取り上げる。日々の暮らしと人生にどんな展望が開けるか、ご一緒にみていこう。

○お釈迦様のお誕生日

今年は、グ暦5月5日が「立夏」だが、旧暦では弥生29日で、春は終わり、夏が来る。それが「子供の日」と同じ日になるとは素晴らしい！子供たちには、「夏」らしく、益々力強く、元気に育ってほしいものだ。

グ暦5月7日からは旧暦・卯月が始まり、14日が卯月

山下 茂 (やました しげる)

明治大学 公共政策大学院ガバナンス研究科 教授。
元自治省 (現・総務省) 消防大学校長

自治省 (現・総務省) で地域政策室長・文書課長など、地方で栃木県総務部長・和歌山県副知事などのち、自治省消防大学校長に就任。さらに自治体国際化協会 (CLAIR) パリ事務所長を経て、平成16年から現職。

『体系比較地方自治』(平成22年・ぎょうせい) 『英国の地方自治』(平成27年・第一法規) 『フランスの選挙』(平成18年・第一法規) など、地方自治関係の著書・論文のほか、ペンネームでのエッセイなども多数。

8日の「花祭り」。お釈迦様の誕生日！このお祭りも、今よりもっと輝く年中行事として活気溢れてほしい。卑近で矮小な話だが、実は筆者、子供の頃に近隣のお寺で頂いた甘茶が正直イマイチだと感じていた。耶蘇教だと、イエスさんの誕生日とされる日には、今はサンタクロースが子供たちに贈り物を届けてくれる。成長してから、なんやかやと楽しい行事があって、大人たちでも待ち遠しいらしい。筆者は異教徒ゆえ、外国滞在中、見学のために教会行事に参加してみたりした程度だが、耶蘇教徒の皆さんには、信仰上も生活上も格別に大事な日にちになっていることは間違いない。

我がお釈迦様サイドも、お誕生日に一層の意義づけをなさったら如何か？不謹慎ながら、甘茶や般若湯に一層の工夫を加えるとか、子供たちにも親たちにも待ち焦がれられる行事や風習を拡大し定着させるとか、そういう取り組みをしたら、もっと待ち遠しい日になるはずだが…。

○大仏様の開眼は旧暦・卯月9日

本朝では、奈良の大仏さんの開眼が、天平勝宝4年 (西暦752年) の卯月9日。旧暦で振り返れば、聖武太上天皇十孝謙天皇は、お釈迦様のお誕生日の翌日に開眼供養を設定なさったことが分かる。

今年のグ暦では、それが5月15日にあたる。この日付けは現代史でも大事件の日だ。昭和7年のこの日、旧暦での日付けは確かめていないが、時の首相・犬養毅が、陸海軍将校たちに首相官邸内で暗殺され、世の中は益々暗くなった。二度と繰り返してほしくない事件の日付けとして、グ暦でみんなの脳裏に刻み込まれている。

○巖流島の決闘

お釈迦様、イエスさん、聖武太上天皇十孝謙天皇さん、犬養首相、どなたも段違いに立派な方で、我が人生の参

考にはならない。もっと我が身に近い誰か…、あるいは西行法師みたいな御方は…、と探索する。

これか？巖流島の決闘が卯月13日らしい。今年だとグ暦5月19日、あの時、勝ったのは武蔵だが、彼はわざと約束の時間に遅れた。小学生の時にその話を聞いたが、ズルをしても「勝てば官軍」みたいな事例だから、武蔵の行動を讃える気にはならなかった。それで、この歳になっても、巖流島の一件については小次郎サイドに心を寄せている。そのせいか、数年前に関門海峡を船で渡ったときでも、あの島には立ち寄りなかった。

○「憂鬱」の佐藤春夫

新暦の方で捜したら、5月6日が佐藤春夫忌だ。彼の場合、東京にあった旧宅が、出身地である新宮の熊野・速玉大社の脇に移築されて記念館になっている。かつて佐藤家に縁のあった方のお話では、春夫先生は、いつも部屋で寝転んでおられたとかで、その暮らしぶりは、大物文士らしくスローだったようだ。それなら、そんな大物ではないが物臭さではある我が身に近い。

それはよいが、ただな～、春夫先生、お得意の話が「憂鬱」だというのが…。昔から、この季節、大学では新入生の「五月病」が流行る。「憂鬱」に向けた季節なんだろう。だから、筆者は、新学年の開始を秋からにした方がよいと提唱しているのだが…。

○太宰治の忌日は6月13日

グ暦6月に入ると、13日が太宰治の忌日（ただし桜桃忌は何故か19日）。彼は生涯に3度も心中事件を起こした。まず1度目は相手だけが死亡、2度目は2人とも生存。3度目の正直で遂に2人とも死亡した。よりによって江戸・東京の生命の水が流れていた玉川上水に身投げしたのだから、世間にとっては迷惑千万。

そういう人だから、生真面目な筆者は、我が人生の先達として敬愛するわけにはいかない。なぜ、ああいう人が、世間で今も大人気なのか？同じ墓地のすぐ近くには石見国の森林太郎＝鴉外のお墓もあるのに、なぜ、太宰ばかりが…。今も昔も、人の心は分からない。

○「悪月」！

今年のグ暦5～6月は、旧暦での弥生25日から始まり、卯月を経て皐月26日までだ。「サツキ」は、響きはよいのだが、旧暦では梅雨時であり、とても暮らしにくい。

その昔、『枕草子』に「雨いとうふらんとする」（第30段）と、『徒然草』には「あやめふく頃」（第19段）とあるそう（いずれも孫引き）。雨量が多いから、アヤメなどが精気溢れ、端午の節句には活きのいい菖蒲が使われる。

今年なら、グ暦6月9日が旧暦・皐月5日。昔はそこから「ツユ入り」とされていた。隋代の中国では5月を俗に「悪月」と呼び、食べ物が腐敗しやすいなどのため、何かと禁忌が多かった。我が国でも外出を避け、心身を清めて、物忌みした。あれこれの邪気を払うのが菖蒲や色彩の鮮やかな吹き流しだ。魔除けの神様たる鍾馗ショウキさんにまで、大陸から来日してもらって、子供たちの安全を

祈願したというわけだ。

「サツキ晴れ」というのは、そういう天候が悪い時節なのに珍しく晴れ間が広がった状況を表す表現で、有り難さでいっぱい気持ちから使うものだ。今時の世間では頻りに誤用されるが、グ暦5月によくある晴天のことではない！

○我が国の来し方&行く末は？

再説すると、かの「大坂夏の陣」が始まったのが旧暦・卯月で、秀頼・淀君らが自害して豊臣家が滅亡、戦乱が終わったのが皐月8日。今年ならグ暦の6月12日。

ここからは次回の本欄でカバーすべき時期の話だが、昨年7月号でも話したとおり、勝利者側たる家康は「元和」に改元して平和を強調。政治の中心地が関西から関東に移り、今日まで遂に400年を超える「江戸・東京時代」が固まり、今や、その首府が全国から人々を呑み込んでいる。

子供の頃からタイガース・ファンの筆者にとっては、あの大阪方の敗北が近世史で最悪の出来事であり、その意味からも旧暦・皐月は本当に「悪月」である。昨年、タイガースは、悪月の真ん中、グ暦6月23日＝いみじくも旧暦では皐月8日だった！＝に、巨人と同率で首位に並んだ。大阪方400年の臥薪嘗胆に報いる久しぶりの快挙達成が期待されたが、哀しくも「案の定」、やっぱりアカン！悪月に降って湧いた束の間の見果てぬ夢に過ぎなかった。

その頃から本欄を借りてVoiceを張り上げた「あれから400年」も、それらしい成果が上がらないうちに過ぎ去った。今年は家康の没後・満400年だから、メディアは徳川方にばかり注目している。この際、大阪で、邪気を振り払う大イベントを挙行し、失地回復への運動を起こしたいが…。

○秀頼・淀君サイドの鎮魂を東京で

それにしても、この時期を旧暦でもグ暦でも振り返ったのに、先人たちも歴史的な事件も、どうして、憂鬱な人たちや出来事が多いのか？なぜ、我々のQoLも豊臣家のQoD（前回の西行論を参照）も高まらないのか？

読者諸兄姉は、科学的な思考法に慣れているのだから、世間の風潮や固定観念に流されることなく、合理的に来し方・行く末を展望してほしい。そうすれば、やっぱり今年は、1年遅れでも、タイガースに優勝させるべきことも、江戸・東京の人々の発願で東京のド真ん中に秀頼や淀君を祀る神社を建立すべきことも納得がいく。その昔、家康が廃絶した豊国神社（秀吉公を祀る神社）を明治大帝が再興なさった故事を見習い、「元和偃武」を受け入れたサイドの御魂を鎮めるべきなのだ。そういう長期的な展望に立った公共精神が、我が国の行く末を支え、我らが子々孫々に至るまで繁栄し続ける礎となるのだから。（まだ続く）

危険物取扱者試験への取り組み(甲種合格者の体験を通して)

新潟県立新潟工業高等学校は、県内工業高校の中心校としての伝統と、自ら学ぶ精神の育成を図る「自主創造」の校風があり、資格試験取得にも力を入れています。甲種危険物取扱者試験において、平成26年度3月の試験で当時1年生の吉川君、平成27年度6月の試験で当時2年生の清野君、渡辺君が合格するという快挙を成し遂げましたので、3人の取り組みを紹介します。

吉川 卓也 よしかわ たくや 工業化学科3年

1 受験へのきっかけ

私は新潟工業高校に入学して危険物取扱者という資格があることを知りました。一年時に、クラス全員で危険物取扱者試験乙種4類を受験することになりました。この当時の私はまだ甲種を取得しようという気持ちはなく、定期テスト同様の気持ちで受験に臨みました。そして見事に合格しました。この合格を機に甲種を取ろうと思いました。後日、工業化学科の先生方から「一年生ではまだ誰も甲種を取ったことが無い」という話を聞き、私は俄然やる気になりました。

2 甲種までの道のり

乙種4類の段階ではまだ、明確に甲種を取ろうとは思っていませんでした。乙種4類をクラス全員で受験するにあたり、担当の先生が授業で乙種4類の内容を講義してくださいました。おかげでとても勉強がしやすかったです。その甲斐あって私は無事に乙種4類を取得することができました。そこから甲種を受験するためには特定の乙種の資格が必要とのことでした。私は乙種3、5、6類を同時受験することにしました。その3つを選んだ理由としては他の乙種1、2類に比べて覚える内容が少なく簡単だと考えたからです。ところが、ある問題が浮上してきました。それは時間の確保です。私は野球部に所属しており、部活動が終わって帰ると9時を過ぎることも珍しくありません。そこで、私は通学の電車の中やいろいろな隙間時間にテキストを読むなどの工夫して勉強していました。そして無事に3つとも合格することができました。いよいよ甲種受験です。

3 勉強方法について

危険物取扱者に限らず他の資格試験でも言えることで

新潟県立新潟工業高等学校

すが、ほとんどが暗記です。そこで、長期的な計画が必要と考えました。具体的には復習です。覚えたことを何度も繰り返し学習し、短期記憶から長期記憶に置き換える作業を行います。そのためには、隙間時間を大いに活用することが大切です。出来ることならば、先生に補習授業をお願いしてください。私は甲種の受験にあたり先生が補習授業をしてくださいました。正直、自分で勉強するよりも効率が良いです。試験に出るであろう内容や覚える必要がある所、重要項目などを丁寧に教えて下さいました。補習授業を実施していただいた先生方には本当に感謝しています。おかげさまで、一回目の受験で甲種を取得することができました。それと同時に一年次での合格という目標を達成することもできました。

4 甲種合格にあたって

甲種に合格できたのは自分だけの力ではなく、補習授業やいろいろな面でサポートして下さった先生方の協力のおかげです。本当にありがとうございました。そして、これから甲種を受験する方または受験しようと考えている方、決して甲種はとれない資格ではありません。しっかりと計画を立て、戦略を練っていけば、十分に合格が可能です。頑張ってください。

清野 晶也 せいの あきや 工業化学科3年

1 受験のきっかけ

新潟工業高校では資格取得に力を入れており、その一環として乙種4類危険物取扱者試験の案内がされていました。「今まで聞いたことのない特殊で危険なもの」これが私の第一印象でした。化学への興味と憧れから危険物について様々なことを知りたいと思うようになり、同級生よりも一か月ほど早く勉強を始めました。その中で危険物の危険性や利用方法を学び、そこから化学分野の需要について考えるようになりました。また、それにより工業化学の基礎も学ぶことができました。

2 乙種への取り組み

勉強方法は教科書を繰り返し読むだけでしたが、それを毎日続けることにより知識をしっかりと定着させ、乙種4類を取得することが出来ました。その頃には甲種を取得することが目標になっていたので、受験資格を得るため乙種3、5、6類にも挑戦しました。前回とは異なり、性質と消火からそれぞれ10問ずつの出題でしたが、乙種4類と同じように勉強した結果、3つの類全てを取得することができました。

3 甲種から学んだこと

必要な乙種を順調に取得し、目標であった甲種もいつもの方法で勉強しました。しかし、物理・化学の正答率がわずかに届かず不合格になりました。ショックを受け悔しさがこみ上げてくる一方で「なぜ不合格になったのか」という疑問が浮上してきました。しかし甲種の勉強に再び励む中でその答えは見つかりました。全体的にやることを意識しすぎて自分の苦手とする部分への取り組みが十分ではなかったのです。必ず甲種を取るために、難しいと感じるところは重点的に学習し、今までの危険物に対する取り組み方を改善した結果、2回目の挑戦で合格することができました。「危険物取扱者」と向き合ってから約1年、化学の知識が身についたと共に、自身の弱点と向き合い改善していく大切さを学びました。機会があれば積極的に挑戦して貴重な経験をしてみて下さい。資格試験は自分を高めるチャンスです。

渡辺 裕樹 わたなべ ゆうき 工業化学科3年

1 甲種危険物取扱者試験受験までの道筋

学校で危険物取扱者試験乙種4類を受け、合格することができました。合格した時の充実感と達成感はこの上なく、さらに上級の資格を目指そうと思い、先生に相談して甲種を取得することにしました。甲種の受験資格は指定された乙種を4種類取得すると得られます。私は最短ルートで甲種を受験したいと考え、乙種3、5、6類を受験し、合格しました。全く性質も異なる3つの類の勉強は簡単ではありませんでしたが、すべてに合格してとてもうれしかったです。そして最後に甲種を受験しました。

2 いきなり不合格だった乙4

人生初の国家試験が危険物取扱者試験乙種4類でした。簡単な試験だと思い、高をくってあまり勉強せずに受験しました。もちろん結果は不合格でした。そこで私は

大きな挫折を味わいました。それから100点を取る勢いで毎日のように勉強し、それから5ヶ月後に乙種4類にリベンジして合格しました。合格した時はこれまでの勉強の成果が認められたようで、とてもうれしかったです。

3 難しかった甲種

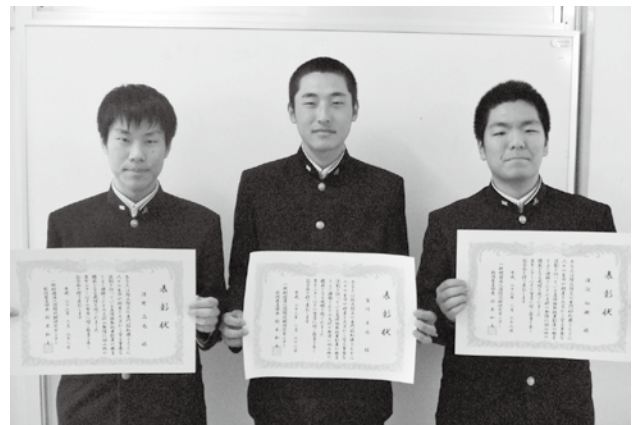
乙種と甲種の大きな違いは出題される問題数と「基本的な物理及び化学」が「物理及び化学」に変わることです。乙種4類よりも難易度が上がり、高校の学習内容では足りないレベルの問題がほとんどでした。化学を得意としていた私も全く手がつけられない問題が多く、物理が苦手なので問題を理解するのも大変でした。また、乙種1、2類は取得していなかったので「危険物の性質とその消火方法」も覚えることが多くてとても大変でした。法令は乙種4類の知識を活かし、理解することができました。

4 甲種への取り組み、工夫、苦勞など

私が甲種を受験するときには既に合格している友人がいたので、その友達にテキストを借りて勉強しました。しかし何回読んでも覚えることが多すぎて頭に入ってきませんでした。そんな時に、熱心な学校の先生がしてくださった試験対応の補習がとても役に立ちました。補習では過去に出題された問題を先生の解説付きで勉強しました。

5 最後に

これから危険物取扱者試験を受験する方は時間に余裕をもって勉強をすることをお勧めします。努力は人を裏切らないので、過去問題を中心に繰り返し努力してみてください。合格を目指して努力して不合格になってしまっても今まで勉強したことは今後の人生で役に立つはずですよ。自分の目標に向かって頑張ってください。



平成28年3月18日 新潟県支部からの特別表彰時撮影
左から清野君、吉川君、渡辺君

消防庁の通知・通達等

◆危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の公布について(通知)

消防危第27号 平成28年3月1日

消防庁危険物保安室長

各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あて

要旨

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成28年総務省令第12号)が本日公布・施行されることとなりました。

今回の改正は、航空機給油取扱所において給油ホース車又は給油タンク車が航空機に給油を行う際、静電気対策として義務づけられている接地電極を使った給油ホース車のホース機器又は給油タンク車の給油設備(以下「給油設備等」という。)の接地(以下「アース」という。)及び給油設備等と航空機の電氣的接続(以下「ボンディング」という。)のうち、アースに係る規定を削除等するものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

～以下略～

◆危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について(通知)

消防危第28号 平成28年3月1日

消防庁危険物保安室長

各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あて

要旨

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成28年総務省令第12号。以下「改正省令」という。)が本日公布・施行されることとなりました。

航空機給油取扱所において給油ホース車又は給油タンク車が航空機に給油を行う際、静電気対策として接地電極を使った給油ホース車のホース機器又は給油タンク車の給油設備(以下「給油設備等」という。)の接地(以下「アース」という。)及び給油設備等と航空機の電氣的接続(以下「ボンディング」という。)が義務づけられていましたが、今回の改正により、アースに係る規定が削除されたことについて、下記のとおり運用上の留意点を定めましたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に十分留意の上、その運用に配慮されとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

～以下略～

◆呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に関する指針について

消防危第44号 平成28年3月25日

消防庁危険物保安室長

各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・政令指定都市消防長あて

要旨

近年、中山間地域等の給油取扱所においては、顧客の来店が極端に少なく、かつ係員数の確保が難しい等の問題をかかえている状況にあり、地域特性に応じた効率的な給油取扱所の運用形態が模索されています。

このような状況の中で、通常は給油取扱所に常駐している危険物取扱者である係員が、例外的に給油取扱所に隣接する店舗等に所在し、顧客からの呼び出しに応じて速やかに給油取扱所へ移動して給油又は注油を行う運用形態が一つの方策として取り上げられたことを踏まえ、「地域特性に応じた給油取扱所の運用形態に係る安全確保策のあり方に関する検討会(座長：小林恭一東京理科大学教授)」を開催し、必要な安全確保策について検討を行い、本日報告書を取りまとめ、公表したところです。

本報告書を踏まえ、「呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に関する指針」を別紙のとおり取りまとめました。

つきましては、貴管内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知され、呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に係る指導に御活用いただくようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

～以下略～

◆危険物等に係る事故防止対策の推進について

消防危第45号 平成28年3月28日
各都道府県知事 各指定都市市長あて

消防庁危険物保安室長

要旨

危険物行政の推進につきましては、平素より御尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、危険物施設等における事故防止対策については、平成15年に「危険物等事故防止対策情報連絡会」(以下「連絡会」という。)で決定した「危険物事故防止に関する基本方針」に基づき、毎年度「危険物事故防止アクションプラン」を策定し、官民一体となった事故防止対策を推進してきたところです。

しかし、危険物施設の火災・流出事故件数は、平成6年頃を境に増加傾向に転じ、平成19年をピークにその後ほぼ横ばいの状況となっています。

そこで、より効果的な取組とするため、連絡会で検討を行い、別添1のとおり「危険物等に係る事故防止対策の推進について」をとりまとめ、平成28年度から実施することとしました。また、これに基づき、別添2のとおり、「平成28年度危険物等事故防止対策実施要領」(以下「実施要領」という。)を示し、連絡会関係者の個別の実施要領をとりまとめました。さらに、各地域での事故防止対策の重点化に資するよう、別添3のとおり、都道府県別の危険物に係る事故の発生状況(平成22年～26年中)を作成しました。

当該実施要領は、官民一体となった事故防止対策を自主的、積極的に推進していくものであることから、貴職におかれましても、これを参考に適時適切な指導を行っていただくとともに、都道府県別の事故の発生状況や危険物施設の態様を踏まえ、事故防止に係る取組を積極的に実施していただきますようお願いいたします。

また、都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知され、危険物事故防止の推進について御配慮をお願いいたします。

～以下略～

◆避難器具(救助袋)の点検及び報告の実施に係る留意事項について(通知)

消防予第99号 平成28年3月31日
各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長あて

消防庁予防課長

要旨

消防用設備等の点検及び報告については、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(昭和50年消防庁告示第14号)及び「消防用設備等の点検要領の全部改正について」(平成14年6月11日付け消防予第172号。以下「点検要領」という。)により運用いただいているところですが、今般、一般社団法人日本消防設備安全センターに設置された「消防用設備等の経年劣化等に対応した点検方法等検討会」において調査、検討が行われ、避難器具(救助袋)に係る点検について特に留意が必要な事項が取りまとめられました。

つきましては、下記の事項を参考とし、より有効な点検及び報告の実施を推進していただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、当該留意事項は一般社団法人全国避難設備工業会及び一般財団法人日本消防設備安全センターを通じ、同工業会及び各都道府県消防設備協会の会員事業者へも周知するよう依頼しています。

また、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 機器点検及び総合点検時に、袋本体の下部出口と降着面との間隔が無荷重の状態では50センチメートル以下であることを確認することとされているが、設置されてから長期間経過した救助袋の中には、本体布が劣化による収縮のため当該事項を満たしていないものがあることから、点検実施者に対して十分な確認を促すとともに、不備事項が確認された場合は関係者に対して器具の取替え等の必要な対応を指導いただきたいこと。

- 2 「避難器具の基準を定める件の一部を改正する件」(昭和56年消防庁告示第8号)により救助袋の構造、材質及び強度に係る技術基準が策定される以前から設置されている救助袋(以下「告示前救助袋」という。)については、「避難器具の基準の一部改正について」(昭和56年12月8日付け消防予第285号)により、消防法第17条の3の3の規定に基づく点検を行った結果、点検基準に適合する旨の報告があったものに限り消防法施行令第32条の規定を適用しそのまま設置できることとしているが、上記1を含む点検項目において不備が確認された場合は、当該令32条の適用は継続できないことに留意いただきたいこと。
- 3 告示前救助袋の本体布について引張強さの試験を行ったところ、材質によってはその全てにおいて十分な強度を有していないことが確認された(別添の参考資料参照。)ことから、告示前救助袋を中心に設置時期及び本体布の材質、又は目視等により劣化が進行していると判断されるものについて、補修により対応できない場合は、器具の取替えを行うよう指導願いたいこと。
- 4 学校施設に設置された消防用設備等の適切な維持管理については、「学校施設の維持管理に係る関係部局に対する適切な対応について」(平成27年11月2日付け事務連絡)により対応をお願いしているところであるが、小中学校等は、他の用途と比較して告示前救助袋が設置されている割合が高いと考えられることから、上記1～3に関し、特に注意が必要であること。

～以下略～

◆消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について(通知)

消防予第104号 平成28年3月31日

消防庁予防課長

各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あて

要旨

消防用設備等の試験及び点検については、「消防用設備等の試験基準の全部改正について」(平成14年9月30日付け消防予第282号。以下「試験基準」という。)及び「消防用設備等の点検要領の全部改正について」(平成14年6月11日付け消防予第172号。以下「点検要領」という。)により運用いただいているところですが、「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件」(平成28年消防庁告示第12号)及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件」(平成28年消防庁告示第11号)の公布等に伴い、試験基準及び点検要領の一部を下記のとおり改正しましたので通知します。

貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 試験基準の一部改正について(別紙1)

「第7 ハロゲン化物消火設備の試験基準」、「第8 粉末消火設備の試験基準」、「第14 消防機関へ通報する火災報知設備の試験基準」、「第28 配線の試験基準」及び「第31 パッケージ型自動消火設備の試験基準」を別添1のとおり改めたこと。

第2 点検要領の一部改正について(別紙2)

「第7 ハロゲン化物消火設備」、「第8 粉末消火設備」、「第13 消防機関へ通報する火災報知設備」及び「第26 配線」を別添2のとおり改めたこと。

～以下略～

※全文については、消防庁ホームページに掲載されておりますので参照ください。

<http://www.fdma.go.jp/>

業務報告

2月の試験実施結果

■危険物取扱者試験

試験種類	受験者(人)	合格者(人)	合格率(%)
甲種	4,252	1,449	34.1
乙種第1類	1,884	1,325	70.3
乙種第2類	1,527	995	65.2
乙種第3類	1,756	1,122	63.9
乙種第4類	37,515	11,176	29.8
乙種第5類	1,860	1,270	68.3
乙種第6類	2,121	1,388	65.4
乙種計	46,663	17,276	37.0
丙種	4,442	2,031	45.7
合計	55,357	20,756	37.5

□危険物取扱者試験実施支部等

北海道、青森、岩手、宮城、秋田、福島、茨城、埼玉、東京、神奈川、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、広島、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、宮崎、沖縄

■消防設備士試験

試験種類	受験者(人)	合格者(人)	合格率(%)
甲種特類	198	31	15.7
甲種第1類	763	179	23.5
甲種第2類	417	114	27.3
甲種第3類	391	133	34.0
甲種第4類	1,653	587	35.5
甲種第5類	347	135	38.9
甲種計	3,769	1,179	31.3
乙種第1類	330	133	40.3
乙種第2類	75	23	30.7
乙種第3類	80	28	35.0
乙種第4類	1,627	508	31.2
乙種第5類	66	26	39.4
乙種第6類	1,976	761	38.5
乙種第7類	849	503	59.2
乙種計	5,003	1,982	39.6
合計	8,772	3,161	36.0

□消防設備士試験実施支部等

青森、岩手、栃木、埼玉、千葉、東京、石川、福井、山梨、長野、三重、大阪、広島、福岡

2月中の免状作成状況

(単位：件)

	危険物取扱者免状		消防設備士免状		合計	
		本年度累計		本年度累計		本年度累計
新規免状交付	8,351	128,119	1,846	24,105	10,197	152,224
本籍等の書換え	100	1,596	16	190	116	1,786
写真書換え	7,925	98,046	915	11,497	8,840	109,543
再交付	836	10,602	74	956	910	11,558
計	17,212	238,363	2,851	36,748	20,063	275,111

※ 免状交付申請等の受付件数を計上しています。

※ 本籍等の書換えについては、新規交付、再交付又は写真書換えとの同時申請分を除いた件数を計上しています。

3月の試験実施結果

■危険物取扱者試験

試験種類	受験者(人)	合格者(人)	合格率(%)
甲種	758	254	33.5
乙種第1類	517	362	70.0
乙種第2類	556	382	68.7
乙種第3類	665	464	69.8
乙種第4類	13,414	4,427	33.0
乙種第5類	644	466	72.4
乙種第6類	721	478	66.3
乙種計	16,517	6,579	39.8
丙種	1,064	525	49.3
合計	18,339	7,358	40.1

□危険物取扱者試験実施支部等

北海道、青森、岩手、宮城、栃木、埼玉、東京、神奈川、新潟、福井、滋賀、奈良、広島、福岡

■消防設備士試験

試験種類	受験者(人)	合格者(人)	合格率(%)
甲種特類	155	25	16.1
甲種第1類	1,866	492	26.4
甲種第2類	364	80	22.0
甲種第3類	403	120	29.8
甲種第4類	3,056	902	29.5
甲種第5類	348	103	29.6
甲種計	6,192	1,722	27.8
乙種第1類	261	73	28.0
乙種第2類	86	29	33.7
乙種第3類	97	30	30.9
乙種第4類	1,492	453	30.4
乙種第5類	118	52	44.1
乙種第6類	2,687	1,178	43.8
乙種第7類	864	484	56.0
乙種計	5,605	2,299	41.0
合計	11,797	4,021	34.1

□消防設備士試験実施支部等

青森、秋田、茨城、東京、神奈川、新潟、岐阜、静岡、京都、大阪、熊本、沖縄

3月中の免状作成状況

(単位：件)

	危険物取扱者免状		消防設備士免状		合計	
	新規交付	本年度累計	新規交付	本年度累計	新規交付	本年度累計
新規免状交付	19,847	147,966	3,365	27,470	23,212	175,436
本籍等の書換え	130	1,726	19	209	149	1,935
写真書換え	6,512	104,558	820	12,317	7,332	116,875
再交付	905	11,507	59	1,015	964	12,522
計	27,394	265,757	4,263	41,011	31,657	306,768

※ 免状交付申請等の受付件数を計上しています。

※ 本籍等の書換えについては、新規交付、再交付又は写真書換えとの同時申請分を除いた件数を計上しています。

危険物取扱者試験日程（願書受付が6・7月にかかる日程分を抜粋）

支部名	試験日		受付期間				甲種	乙種						丙種
			電子申請		書面申請			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	
	月 日	曜日	開始日	締切日	開始日	締切日								
北海道	8月21日	日	7月 8日	7月16日	7月11日	7月19日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
青 森	9月 3日	土	7月18日	8月 2日	7月21日	8月 5日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
	9月 4日	日												
	9月11日													
宮 城	7月24日	日	5月30日	6月 7日	6月 2日	6月10日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
	9月 3日	土	7月10日	7月19日	7月13日	7月22日								
秋 田	7月24日	日	6月 7日	6月20日	6月10日	6月23日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
山 形	7月 9日	土	5月20日	5月30日	5月23日	6月 2日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
	7月16日		5月27日	6月 6日	5月30日	6月 9日								
埼 玉	7月24日	日	6月14日	6月26日	6月17日	6月29日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
	7月31日													
東 京	7月23日	土	5月23日	6月 3日	5月26日	6月 6日	甲種	-	-	-	乙4	-	-	-
	7月30日		5月30日	6月10日	6月 2日	6月13日					乙4			
	7月31日										乙4			
	8月 6日	土	6月 6日	6月17日	6月 9日	6月20日	-	乙1	乙2	乙3	-	乙5	乙6	丙種
	8月 9日	火												
	8月21日	日	6月20日	7月 1日	6月23日	7月 4日					乙4			
	8月27日	土	6月27日	7月 8日	6月30日	7月11日								
	9月 6日	火	7月 1日	7月12日	7月 4日	7月15日	甲種	-	-	-	-	-	-	-
	9月19日	月	7月18日	7月29日	7月21日	8月 1日	-				乙4			
	9月25日	日	7月25日	8月 5日	7月28日	8月 8日								
神奈川	8月21日	日	6月17日	7月 8日	6月20日	7月11日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
新 潟	8月28日	日	7月10日	7月24日	7月13日	7月27日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
愛 知	7月17日	日	6月 3日	6月12日	6月 6日	6月15日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
滋 賀	8月 7日	日	6月17日	6月26日	6月20日	6月29日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
奈 良	8月21日	日	7月 1日	7月 8日	7月 4日	7月11日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種

消防設備士試験日程（願書受付が6・7月にかかる日程分を抜粋）

支部名	試験日		受付期間				特類	甲種					乙種							
			電子申請		書面申請			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類	
	月 日	曜日	開始日	締切日	開始日	締切日														
北海道	8月21日	日	7月 8日	7月16日	7月11日	7月19日	-	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7	
青 森	8月20日	土	7月 3日	7月18日	7月 6日	7月21日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7	
	8月21日	日																		
岩 手	8月27日	土	6月26日	7月 4日	6月29日	7月 7日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7	
	8月28日	日																		
秋 田	8月 7日	日	6月19日	7月 1日	6月22日	7月 4日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7	
山 形	9月 3日	土	7月16日	7月25日	7月19日	7月28日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7	
福 島	9月 3日	土	7月 3日	7月12日	7月 6日	7月15日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7	
茨 城	8月28日	日	6月25日	7月10日	6月28日	7月13日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7	
栃 木	9月11日	日	7月 1日	7月12日	7月 4日	7月15日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7	
群 馬	8月21日	日	6月28日	7月 9日	7月 1日	7月12日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7	
埼 玉	8月28日	日	7月16日	7月26日	7月19日	7月29日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7	
千 葉	8月21日	日	6月10日	7月10日	6月13日	7月13日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7	
東 京	7月24日	日	5月23日	6月 3日	5月26日	6月 6日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	8月 7日		6月 6日	6月17日	6月 9日	6月20日					甲4									乙4
	8月20日		6月20日	7月 1日	6月23日	7月 4日														乙4
	9月 3日	土	7月 1日	7月12日	7月 4日	7月15日														乙7
	9月10日		7月11日	7月22日	7月14日	7月25日	特類	甲2	甲3	甲5										
	9月17日		7月18日	7月29日	7月21日	8月 1日	-	甲1	-	-	-									
9月24日	7月25日	8月 5日	7月28日	8月 8日	-	-	-	-	甲4											
神奈川	9月 4日	日	7月 1日	7月25日	7月 4日	7月28日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7	

富山	8月20日	土	6月26日	7月 5日	6月29日	7月 8日	-	甲1	甲2	-	-	甲5	Z1	Z2	-	Z4	Z5	-	Z7
	8月21日	日					特類	-	-	甲3	甲4	-	-	-	Z3	-	-	Z6	-
石川	7月23日	土	6月 3日	6月12日	6月 6日	6月15日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7
福井	8月28日	日	7月17日	7月24日	7月20日	7月27日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7
山梨	8月27日	土	7月 4日	7月11日	7月 7日	7月14日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7
長野	8月21日	日	6月25日	7月 5日	6月28日	7月 8日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7
	8月28日																		
岐阜	7月31日	日	6月20日	6月28日	6月23日	7月 1日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7
静岡	8月 7日	日	6月17日	6月27日	6月20日	6月30日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7
愛知	8月28日	日	7月 1日	7月10日	7月 4日	7月13日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7
三重	7月31日	日	5月30日	6月10日	6月 2日	6月13日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7
京都	7月17日	日	5月29日	6月 7日	6月 1日	6月10日	-	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7
	7月24日						特類												
大阪	7月17日	日	5月23日	5月30日	5月26日	6月 2日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7
兵庫	8月 6日	土	6月17日	6月27日	6月20日	6月30日	-	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7
	8月 7日	日					特類												
和歌山	8月21日	日	6月25日	7月 4日	6月28日	7月 7日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7
鳥取	7月24日	日	5月28日	6月11日	5月31日	6月14日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7
	7月31日																		
島根	8月28日	日	6月25日	7月 9日	6月28日	7月12日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7
岡山	7月24日	日	6月 3日	6月12日	6月 6日	6月15日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7
広島	8月21日	日	6月18日	6月27日	6月21日	6月30日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7
	8月28日																		
山口	9月 4日	日	7月 1日	7月12日	7月 4日	7月15日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7
徳島	9月 4日	日	7月 8日	7月16日	7月11日	7月19日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7
香川	8月21日	日	6月26日	7月 5日	6月29日	7月 8日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7
愛媛	8月 7日	日	6月17日	6月27日	6月20日	6月30日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7
高知	8月 7日	日	6月21日	7月 5日	6月24日	7月 8日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7
福岡	7月17日	日	5月15日	5月29日	5月18日	6月 1日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7
	8月 7日																		
佐賀	7月24日	日	6月 3日	6月14日	6月 6日	6月17日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7
長崎	8月28日	日	6月17日	6月28日	6月20日	7月 1日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7
熊本	9月 4日	日	7月18日	7月25日	7月21日	7月28日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7
	9月11日																		
大分	8月28日	日	6月27日	7月 9日	6月30日	7月12日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7
宮崎	8月 7日	日	6月18日	6月27日	6月21日	6月30日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7
鹿児島	8月 7日	日	6月26日	7月 5日	6月29日	7月 8日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7
沖縄	7月10日	日	5月31日	6月 7日	6月 3日	6月10日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7

Voice...

編集後記

2016 May

先月半ばに発生した熊本県熊本地方を震源とする地震は、熊本から大分にかけて大きな被害をもたらし、未だ終息の気配はみせず、地域住民の皆さんは大きな不安、ストレスを抱えたまま、厳しい日々を送られていることに胸が痛みます。早く終息し、平穏な生活を取り戻されることを願うばかりです。

当センターの熊本支部事務所も被害を受け、来月に実施する予定だった危険物取扱者試験は中止せざるを得なくなりました。受験申込みをされていた方々にはご不便等をお掛けすることになり、お詫び申し上げます。

今年度においても、当センターの使命を果たし、社会の安全の推進に貢献できるよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

本誌誌面の充実に引き続き努めてまいりますので、ご愛読いただきますよう重ねてお願いいたします。

その挑戦が、
未来を広げる。

資格試験にトライ!!

インターネット
申請OK!

社会が求める国家資格

五郎丸歩

危険物取扱者				消防設備士			
化学工場	石油タンク	ガソリン スタンド	タンク ローリー	警報設備	消火器	屋内 消火栓	スプリンクラー 設備

制作: (一財) 消防試験研究センター <http://www.shoubo-shiken.or.jp/>



消防試験研究センターだより

Voice...

vol.354 平成28年5月発行

編集・発行

一般財団法人消防試験研究センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目4番2号 大同生命霞が関ビル19階

TEL.050(3803)9279(企画研究部) / FAX.03(5511)2751

ホームページ <http://www.shoubo-shiken.or.jp/>

モバイルサイト <http://www.shoubo-shiken.or.jp/m/>